

令和7年白川町議会第1回定例会 町長提案説明及び教育運営基本方針

本日ここに、令和7年白川町議会第1回定例会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り心からお礼申し上げます。

今定例会は、新年度の行財政運営の基本となる当初予算の審議をしていただく、極めて重要な議会であり、長時間の審議をお願いすることとなりますが、何卒よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、ただ今から新年度における町政の課題に対する私の所信の一端と、提案いたしております議案の概要について説明させていただきます。

国政では、昨年の衆議院議員選挙以降、大きな変化が起きました。政権与党であった自民党と公明党が過半数割れとなり、石破総理は難しい舵取りの必要性に迫られています。

また、先に行われた岐阜県知事選挙では、5期20年を務められた古田前知事が不出馬を表明され、江崎新知事が誕生しました。新知事は、旧美山町のご出身で、通商産業省キャリアを経て、平成21年に岐阜県商工労働部長に就任され、県内の実情には精通されておられますが、町で行う様々な県関連事業に直接影響のある県知事さんでありますので、情報収集をしっかりと行い、その方向性を注視したいと考えます。

「選挙」ということに関しますと、国内では昨年の東京都知事選挙から、幾多の選挙がありました。選挙運動というものの形態が大きく変化した感があります。

選挙運動では、有権者すべてに政策や主張を伝えることは難しく、ましてや限られた期間の中では困難を極めますが、SNSによる拡散に代表されるように、自ら動くことの無い選挙運動が主流となってきたように感じます。更には、他候補の応援のための立候補であったり、単に誹謗中傷だけを繰り返す活動であったり、公職選挙法をかいぐるようなものまで行われるようになってきました。

「事実と真実の違い」ということがよく言われます。事実の一つですが、真実というのは人の数だけ存在するものです。感じ方は人それぞれであり、それが真実かどうかという受け止め方も違います。

これは、行政の仕事においてもよくあることで、良かれと思って行う施策も人によっては愚策として映ることがあるのも事実です。

昨年、学校統合の最終方針をお示ししました。当然にして町民の中には賛成できない方もおられるでしょう。しかしながら、全員の方が納得し賛同を得なければ物事が進まないとしたら、できることは限られてしまいます。多数決がすべてだとは思いませんが、賛同できない事柄について少しでも解消できることを考え、進めていくことが民主主義のルー

ルであろうと考えます。

話は変わりますが、世の中では今までになかったタイプの犯罪が増えてきました。通り魔事件や闇バイト、特殊詐欺のような、根絶困難な事案です。

特に特殊詐欺の中では「オレオレ詐欺」が急増し、岐阜県の令和6年の被害額は12億円超で、被害の6割が65歳以上と高齢者が多い状況となっています。年金事務所からいただいたデータでは、令和5年度の白川町の年金受給者は4,300人ほどで、年金総額は44億9千万円ほどになるそうです。これは、町予算の一般財源に匹敵する額です。そんな年金を狙う犯罪の被害者を出さないよう、広報や啓発に努めてまいります。

世の中には、人の力ではいかんともしがたいものがあります。それは、災害に代表される自然の猛威であります。

幸いにして、ここ2年ほど、本町において大きな災害は発生しておりませんが、昨年8月には「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。能登半島地震も記憶に新しいところですが、自然災害の中でも地震はいつどのタイミングで発生するか予測がつきません。地震は、発生してからの対応への準備が主となりますが、備蓄品やトイレの整備、共助の推進など今後も行なってまいります。

自然の猛威と言えば、農作物に及ぼす影響も大きなものがあります。

「佐見とうふ」は、町内産の大豆100%が売りでしたが、ここ数年、夏の暑さで大豆の生育がよくありません。在庫も底をつくのが明らかとなってきましたので、町内産大豆以外も扱うとうふ作りに転換することとしました。

大豆以外でも米や野菜など、全国的に高騰が続いています。温室効果ガスによる地球規模の環境破壊が叫ばれて久しいですが、以前のようなその年に限った異常気象でなく、通年化してきたのを実感として感じます。農業政策においては、今までと同じようなことでは対応できなくなってきたのかもしれない。

トランプ大統領がパリ協定からの離脱を決定しました。中国に次ぐ世界第2位の温暖化ガス排出国であるアメリカが、自国の利益のみを求めるのは理解できませんが、それに限らず目先のことを優先してしまうのは誰もが陥ることなのではないかと、自身も含め振り返る必要があると思います。

さて、本定例会に上程いたしました令和7年度当初予算は、庁舎建設及び学校建設に係る予算を計上したこと等により、一般会計では83億円と過去最高の予算規模となりました。

財源確保に苦慮しておりました学校建設事業ですが、過疎債の特別枠の活用により現行の枠以上に起債を活用できる見込みとなり、一般単独債を予定していました財源を過疎債に切り替えることとしました。これにより交付税補てんが7割ありますので、償還が少し楽になったかと思います。

そして、本年度の一番の事業は、やはり新庁舎の開庁であろうと思います。横家元町長の時代に場所の選定から始まり、紆余曲折を経てやっとここまでたどり着いた感があります。その間コロナ、ロシアのウクライナ侵攻などにより、資材高騰や労務費の上昇があり、当初の予定より事業費が膨らんでまいりましたが、財源のめども立ち、完成まであと一歩となりました。

開庁は来年の1月初旬を予定しておりますが、スムーズな開庁と事務移行が行えるよう、残された時間で最後の詰めをしたいと思います。

それでは、ただ今より、今定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議第3号から議第7号までは、令和7年度一般会計予算並びに各特別会計予算であります。それぞれの予算規模は、

		本年度当初対比
一般会計	83億0,000万円	9.0%増
国民健康保険特別会計	9億9,100万円	2.1%減
地域振興券交付事業特別会計	2,000万円	51.5%減
介護保険特別会計	11億6,300万円	0.9%減
後期高齢者医療特別会計	1億7,900万円	1.4%増
総 額	106億5,300万円	6.4%増

としております。

議第8号は、簡易水道事業会計予算であります。令和6年度から公営企業会計に移行した簡易水道事業会計の令和7年度予算総額は、10億500万円としております。一般会計、各特別会計と公営企業会計をあわせ、全体で116億5,800万円となり、令和6年度に引き続き100億円を突破する大型予算となっており、一般会計予算額については、過去最大の予算額となります。

ここからは第6次総合計画の5つの基本目標に沿って、予算概要についてご説明申し上げます。

(1) 産業・経済の循環に地域資源を活かす

農業では、少子高齢化による担い手不足や耕作放棄地の増加など、様々な課題が山積しており、特に急激に衰退している白川茶の存続については、今日まで様々な角度から検討してまいりました。荒茶加工に取り組めなくなった地域の生産者と協議を重ね、将来は生産から加工、販売まで、全てを担う組織が必要であるとの結論に至り、有限会社白川町農業開発に「特産品振興センター」を設置することとしました。出向職員自らが地域に出向き、まずは白川茶の再生に注力するとともに6次産業化や転換作物の研究、その他の農産資源の有効活用など、農業開発と連携し特産品振興に取り組んでまいります。

お茶加工の原点である「手揉み製茶」が、国の登録無形文化財に登録されました。これは今までの手もみ保存会の活動が評価されたものであり、大変喜ばしいことです。今後の白川茶の振興に大いに活躍いただけるものと期待をいたします。

林業については、森林組合をはじめとする林業関係組合の連携強化を更に進める中で、新たに森林環境譲与税を活用した市町村森林管理経営制度を導入する必要があります。森林資源調査や各組合のマネジメント、Gクレジット整備などを担う専門知識を有する森林管理士を新たに迎え、中間支援組織「森林活用センター」の設置に向け、準備を進めてまいります。

今回、これら農林業の課題解決を図るため、特産品振興と森林活用について組織化を行いますが、これらを一体的に進めることで新たな観光資源の発掘や新商品の開発に繋がるものと考えます。将来的には、白川茶と東濃ひのきの2つのブランドを核にした町内資源の活用を図る「地域資源活用センター」の設置を目指してまいります。

その他、学校給食への町内産米の導入検討や、有機農業の振興、県営ほ場整備事業の推進、林道をはじめとした農林業施設の改良整備を引き続き進め、町有林の有効な財産管理についても計画的に進めてまいります。

町内商工業については、商工会への継続支援に加え、商工会が運営主体となりスタートしているデジタル地域通貨「しらか」の下支えも行ってまいります。「しらか」に行政ポイントを付与することで、地域貢献やまちづくり、健康増進などに対する町民の行動を促すとともに、町内商工業の持続発展に繋げてまいります。

観光施策は、昭和38年に行政と民間の中間的な立ち位置として設立された観光協会が、

主体的に活動をしておられますが、直接観光業を営んでいない方にも会員となっただき、多くの活動にご尽力いただいていることに敬意を表します。現在、観光協会は、時代の変化等に対応すべく、組織の再編に取り掛かっておられます。行政としては、白川町に多くの観光客が訪れ、地域経済力の伸長に繋がることで、町民が誇りと町を愛する心を強くすることを期待し、運営支援の継続に加え、組織再編に向けて協働して取り組んでまいります。

また、令和8年3月に架橋100年を迎える土木遺産である白川橋は、町のランドマークでもあり、貴重な観光資源としての価値を高めるため、県の支援、過疎債や企業版ふるさと納税などを活用しながら、LED照明によるライトアップ事業を進めてまいります。

(2) 生きがいと活躍の場を作り、健やかな暮らしに活かす

人口減少が進む中でも、後期高齢者人口は増加傾向にあり、今後の医療や介護に対する社会保障費の適正化が必要となっています。また、世帯構成も単身世帯が増加し、今後ますます地域での支え合いが重視されていきます。いつまでも自立した生活を送るためには、健康維持増進・疾病の重症化予防、介護の重度化予防が重要となります。

令和7年度は、第4期地域福祉計画及び地域福祉活動計画の初年度として、社会福祉協議会とともに安心して暮らし続ける地域づくりに取り組んでまいります。

また、機構改革により、従来の保健福祉課内地域包括支援センターを総合相談係と名称を変更し、地域包括支援センター・基幹相談支援センター・成年後見支援センターなど複数の機能を備えた係として、相談体制を整えてまいります。

健康増進事業については、引き続き、健診受診率の向上に取り組むとともに、適切な受診勧奨や生活指導などを行い、早期の医療受診と疾病の重症化予防はもとより、スポーツリンクと連携を図りながら健康増進や介護予防にも繋げていくよう努めてまいります。

また、歯周病検診は、対象者を5歳間隔としていましたが、高校卒業年齢相当以上のすべての町民の方を対象として、年1回の受診を促す皆歯科検診の体制を整え、口腔の健康からも生活習慣病の予防へと推進してまいります。

更には、生後1か月児健診事業を実施し、問題の早期把握とともに、その後の相談支援に繋げることにより、安心した子育て環境を支援してまいります。

(3) 最新技術と情報を安全・安心な暮らしに活かす

町民生活に欠かすことのできない重要なインフラ施設である道路網の整備については、

狭あい区間や落石などの危険箇所、また建設後50年以上経過した橋梁の老朽化などの課題の解消、また、安心・安全な住環境の確保を図るため、計画的・効果的な整備や修繕を推進してまいります。

道路整備事業については、町道小倉線をはじめとする整備工事の早期完成を目指すとともに、災害時のリスクを最小限に抑え必要な防災対策の強化を図るため、道路メンテナンス事業を計画的かつ重点的に推進します。また、橋梁整備事業については、大規模な損傷となってから補修する「事後保全型」から、小規模な損傷のうちに補修する「予防保全型」への転換を進め、橋梁長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を徹底し、維持管理コストの縮減と通行の安全性向上を図ってまいります。

国道41号上麻生防災事業、国道256号をはじめとする道路改良事業、白川浸水対策事業など、国や県が実施する事業においては、事業促進・早期完成に向け、関係市町村との連携を一層強化し、国・県への働きかけや協力体制の強化を進めてまいります。

近年、町営住宅の入居希望は単身者の需要が高まっていることから、世帯用住宅を単身者用に改修し、単身入居希望者の需要に対応することとしています。また、新たな居住環境の提供など、柔軟な運用についての調査研究に努めてまいります。

ごみの減量化・リサイクルの推進施策として、リサイクルステーションを2地区において計画しています。リサイクルの重要性や正しい分別方法について情報提供を行い、住民意識の向上を図るとともに、更にごみの減量化を促進するための調査研究に取り組んでまいります。また、令和9年度から、新たに「プラスチック資源」の回収を開始する予定としており、令和7年度には回収に向けた説明会の開催など準備を進めてまいります。

簡易水道事業では、施設や設備の適正な維持管理を行うことはもちろんですが、施設の統廃合整備や管路の更新を計画的に実施してまいります。また、令和6年度から導入した公営企業会計のメリットを活かし、経営状況や経営状態を明確化し把握した上で、水道経営計画や水道料金の見直しに着手することで財政の健全化を図るとともに、より効率的で持続可能な事業を進め、安全安心な水の安定供給に努めてまいります。

地域公共交通「おでかけしらかわ」は、これまでの取り組みが評価され、昨年「交通関係優良団体」として国土交通大臣表彰を受けました。地域、交通事業者と行政が三位一体となり、多くの方々の協力によって作り上げた仕組みを更に発展させ、様々な「コト」との結びつきを強化してまいります。これにより、単なる移動手段ではなく、商工業支援や観光振興にも寄与するまちづくりの軸として展開してまいります。

近年、自然災害は頻発化・激甚化しています。また、私たちがこの町で安全安心に暮らし

ていくためには、防犯や生活安全、交通安全など、様々なリスクにも対応していかなければなりません。このため、4月から総務課に危機管理に特化した係を新設することといたしました。また、災害発生時や有事の際には、迅速かつ多様な対応が求められるため、断水時や避難所におけるトイレ利用、被災地への物資輸送や人員派遣、車中での仮眠など多目的な利用が可能な災害対策用車両を導入し、現場のニーズに応じた支援の提供に努めてまいります。

地域防災の要である消防団の活動は、持続可能であることが求められます。人口の減少や社会環境の変化等に伴い、機能別消防団員の加入があっても消防団員の減少が続いている状況です。そのため、現状に即した人数となるよう定員の見直しを図ることとしましたので、ご理解をお願いいたします。また、円滑な消防活動や人命救助活動を行う一助として、準中型自動車免許や建設機械等に係る資格の取得費用を助成し、団員のスキルアップを図るとともに、地域全体の防災力の向上を支援してまいります。

昨年3月に着工した新庁舎建設工事は、2階木造部分の建て方が始まり庁舎の形が少しずつ見えてきました。2月末の進捗率は30%程度で若干の遅れはあるものの概ね順調に進んでいます。令和7年度は来年1月の開庁に向け継続費設定した建設工事、監理業務のほか、備品購入、引越・設備移転に関する業務なども並行して進めてまいります。

地域の皆様には何かとご迷惑をお掛けしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(4) ふるさと愛を育み次世代のまちづくりに活かす

令和2年1月、学校再編に関する教育委員会の方針が作成され、それ以来ソフト・ハードの両面において協議を進めてまいりました施設一体型小・中学校の校舎は、いよいよ令和7年度から着工し進めることとしました。新たな校舎は、将来の児童生徒数の推移に対して柔軟に対応できるものとし、時代の変化にも適応可能な施設を目指してまいります。また、町外からもここに通い、学んでみたいといった声が聞かれるような学び舎になるよう努めてまいります。今までと変わらず、これからも多くの皆様のご支援やご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

また、新たに教育的な施策として、町内中学生を対象とした実践的な英語学習を推進してまいります。日常で教わる英語の授業に加え、実際に海外の教室とオンラインで繋いだ英語学習への取り組みにより、聞く力や話す力を高め、海外の方とのコミュニケーション能力を養いたいと考えております。

教育運営の基本方針については、後ほど鈴木教育長から詳しく説明させていただきます。

私からの説明は割愛させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(5) 住み続ける人、住みたい人の良さ、つながりを活かす

これまで実施してきた“まちおこし推進事業補助金”は、地域づくり活動に前向きな町民を支援することに特化し、人材育成を主たる目的として再編してまいります。

公教育として実施していただいている中学生までの“ふるさと教育”を、探求型の私教育として高校生まで拡充し、白川町で暮らす豊かさや、ふるさとを愛する気持ちの醸成、帰ってきたくなるまちになる仕組みや、たとえ町外に住んでいても関係人口として繋がっていきける仕組みを、多くの関係者とともに作り上げてまいります。

住宅施策では、昨年末に実施しました「まちづくり懇談会」で頂戴した空き家に関する意見を参考にしつつ、これまでの取組みを再度整理し、空き家の解消に向けた住宅の価値を上げることに特化した制度としてまいります。

(歳入)

以上で、歳出予算の説明を終わり、続いて、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

歳入の約33%を占める地方交付税については、国の令和7年度地方財政対策で人件費の増加、物価高への対応として1.6%増とされていること及びここ数年の普通交付税の交付実績から増額を見込んでおります。

自主財源の根本である町税については、昨年度とほぼ同額を見込んでいます。

また、新庁舎建設事業、施設一体型小・中学校と大規模な建設事業に対応する財源として、基金繰入と町債で補填しております。町債では3億3千万円余の増加となり、その内訳では過疎対策事業債、辺地対策事業債などの後年度交付税措置がある有利債を可能な限り活用しました。全てが将来負担となるわけではありませんが、引き続き償還計画を見据えた財政運営を行うこととしております。基金繰入については、庁舎建設に向けて積み立てを行ってきました庁舎整備基金などから7億8千万円余を庁舎建設事業に充当したほか、財政調整基金から2億円、地域振興基金などからそれぞれ取り崩し、必要な経費に充当することとしております。

次に、そのほかの議案の概要について説明いたします。

議第9号は、条例の制定であります。情報通信技術を利用して行政手続きを行うことに

より、町民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資するため、白川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定しようとするものであります。

議第10号から議第16号までは、条例の一部改正であります。議第10号は、刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの、議第11号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの、議第12号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの、議第13号は、人事院勧告の内容に準じ、白川町職員の給与に関して所要の改正を行うもの、議第14号は、国民健康保険事業の健全な運営を図ること及び将来的な保険料水準の統一化に向けて税率を調整しようとするもの、議第15号は、教員住宅柿反団地の一部を町営単独住宅に移管することに伴い、所要の改正を行うもの、議第16号は、消防団員の定員を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議第17号は、条例の廃止であります。通所児童数の減少及び職員数の削減により白川町こども発達支援教室における指定障害児通所支援事業を廃止するため、当該設置条例を廃止するものであります。

議第18号は、工事請負契約の変更であります。新庁舎建設工事請負契約について、工事内容に変更が生じたため、工事費を増額するものであります。

議第19号は、財政上の特別措置を受けるため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議決を求めるものであります。

このほか人権擁護委員の推薦に係る人事案件1件を予定しておりますのでよろしくお願い致します。

(補正予算)

議第20号は、令和6年度一般会計補正予算、議第21号は、令和6年度介護保険特別会計補正予算、議第22号は、令和6年度簡易水道事業会計補正予算であります。

一般会計補正予算は、2款総務費から10款災害復旧費までに係るもので、全体で1億7,200万円を減額し、総額を78億1,000万円とするものであります。今年度事業の各種事業で予算整理を行ったもので、その多くが特定財源を伴う事業の減額補正となっております。

また、普通交付税の交付実績により留保財源に余裕があることから、財政調整基金の繰入を取り止める等の財源調整を行うこととしております。

一方、今回増額した主な歳出については、総務費では、ふるさと応援寄附金の増加に伴う返礼品とその経費を、民生費では、光の子保育園委託費を、農林水産業費では、森林整備促進事業における間伐実施事業補助金及び間伐材全量搬出支援事業補助金などとなっています。その他当面必要な事業についての補正を、あわせてお願いするものであります。

介護保険特別会計補正予算は、今年度事業の目途が立ったため、各種の事業で予算の整理を行うとともに1, 320万円の基金積立てをすることで、現計予算から5, 830万円を減額し、補正後の総額を12億420万円とするものです。

簡易水道事業会計補正予算は、収益的収入及び支出について支払い消費税の増額、資本的収入及び支出については施設建設改良事業の進捗を考慮し、工事費の減額を行うものであります。

以上、令和7年度における行財政運営の基本方針と、あわせて私の所信の一端を表明させていただきます、今議会に提出いたしました諸議案の大要について説明してまいりました。

また、審議の過程では更に詳細な補足説明もしながら、議会審議をお願いしてまいります。

何卒、議員の皆様の活発なご審議をお願い申し上げるとともに、提案しております諸議案に対しご理解とご承認を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、白川町議会第1回定例会開会の町長説明とさせていただきます。

次に、鈴木教育長から、町の教育運営の基本方針について説明を行いますのでよろしくお願いいたします。

白川町教育運営の基本方針

令和6年度も残すところ約1か月となりました。白川町内の小・中学校においては今年度も活力ある教育活動が展開され、その結果として多くの表彰を受けました。

一例を紹介しますと、「岐阜県ふるさと教育表彰優秀賞」、「岐阜県体力優秀校」、「可茂地区学校図書館審査優秀賞」などに町内の小・中学校が選ばれています。

また、加茂郡教育実践論文審査に郡内で23名の応募がありましたが、そのうち10名は白川町の教職員です。更にその中から最優秀賞に2名が入りました。

入賞の報告ばかりになりましたが、これらは日々の地道な実践の積み重ねがあるからこそこのような結果が出ることを申し上げたいです。

さて、国では次期学習指導要領の改定に向けて動き出しました。昨年9月に出された「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理」では「これからの社会像」として、①人口減少・少子高齢化を踏まえた持続可能な社会づくり、②多様な子どもたちの包摂と一人一人の幸福な人生の実現、③AIの発展と豊かな人間性の育成、④国と国とのグローバルな協働を掲げ、最後に⑤学校の本質的な役割の再認識について述べています。

日本は成熟社会を迎えています。そうした社会では、一人一人の多様性を原動力とし、持続可能な社会の担い手として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長に繋がる新たな価値を生み出していくことが期待されます。

そこで、白川町では0歳から15歳までの一貫教育において、幼児期から感動を体験する機会を充実するとともに、その体験を通して、身体をつくり、言葉を育て、「志の芽」を培うことによって、未来を生きる子どもたちに「自立して生きる力」を育てることを方針としています。

それでは令和7年度の教育方針について、第6次総合計画を踏まえながら、ご説明いたします。

(1) 学校や保育園の再編及び小中一貫教育について

白川町では、少子化、校舎の老朽化、町の面積が広いことによる通学の負担等の課題から、令和2年に学校再編の方針を「統合」と「存続」、そして「学校建設」を組み合わせ、子どもたちによりよい環境を提供するとしています。

この方針のもと、令和7年度はいよいよ施設一体型小中学校の工事に入ります。冒頭で

「これからの社会像」を引用しましたが、これらを踏まえた未来に生きる子どもたちのためになる校舎の完成を目指してまいります。そして「統合」「存続」「校舎建設」については、今後もその進捗状況を保護者や地域の皆様にお知らせしてまいります。

更に学校再編や校舎建設に伴って、①通学に関わること、②小中一貫教育の内容、③小中が一緒になった時の指導体制、④部活動や地域クラブについて等々を検討し、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう改善してまいります。

町長には、かねてより「少子化の進む白川町だが、そんな白川町で生まれ育ったからこそ、ほかではできない体験ができた」と子どもたちに実感させてやりたいという熱い思いがあります。先ほど一例として実践的な英語学習について紹介がありました。「国と国とのグローバルな協働」という視点からも、英語という言語を使って外国の子どもたちと会話を楽しんだり、議論したりできる体験を計画してまいります。この他にも、各学校の「特色ある教育活動」、「食教育」、「福祉教育」、誰一人取り残さない「インクルーシブ教育」、「読書活動」及び児童生徒用GIGA端末の更新と「教育におけるICT機器活用」など推進してまいります。

保育園については、少子化、施設の老朽化、保育士不足等の課題がある一方、保育園は保育に欠ける乳児または幼児を保育するという保育園の目的を鑑み、5地区に配置するという方針のもとに、蘇原保育園は令和6年度末、まもなく閉園となります。蘇原保育園の園児であった子らが新しい保育園に馴染めることを見守るとともに、今回の再編を機会に町内の保護者には通園のための燃料費の一部を補助する仕組みを設計しました。令和7年度はこれを適切に運用してまいります。

更に将来的には、町全体で5保育園・3小学校・1中学校の体制を目指すとともに、保小中一貫教育を進めるよう準備を進めてまいります。

(2) 学校給食及び給食センター

保育園及び小・中学校の給食については、可能な限り地場産の食材を使用すること、白川町ならではの食文化を実感できる郷土食、季節食、バイキング給食など、よりよい給食の実施に取り組んでまいります。なお、原油価格の高騰、諸物価の値上げ等の課題がありますが、本町では、予算を増額することにより、質を落とさず、かつ給食費の値上げをせず、子どもたちに給食を提供します。更に給食センターの施設設備の改修については計画的に行うことによって、少しでも長く維持できるように努めてまいります。

(3) 社会教育の推進について

まず、部活動の地域移行については、令和7年度も国の交付金を利用しながら実証事業3年目を実施します。その事業結果をもとに、白川町は将来的に休日も平日も地域クラブとして運営できるよう、スポーツリンク白川、白川中学校、黒川中学校と連携しながら体制づくりを進めます。特に、地域指導者の確保、地域指導者の研修、及び地域指導者への謝金の財源確保、活動場所と時間など活動計画の策定等々の基盤づくりを行います。

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進については、すべての学校に地域学校協働本部が設置できています。令和7年度においては、それぞれ学校にあった活動を地域と学校で進め、地域とともにある学校づくりに努めます。更に令和9年度には、白川小と蘇原小の統合が予定されているため、新たな学校となった場合の地域学校協働活動についても研究を進めてまいります。

青少年育成事業としての小学生の「海山交流事業」、中学生の「青雲のつどい」、「命のふれあい講座」、成人の「二十歳のつどい」については、時期や方法を工夫して実施します。また、人権教育、青少年健全育成活動、地域での見守り、更に全町民が子どものいじめの防止に関心をもってもらうことなどについても推進してまいります。

各地区の公民館活動については、各種講座、サークル活動、公民館まつりなどの推進に向け、講師の発掘、ICTの活用などに努めます。スポーツ振興については「ねんりんピック岐阜」事業への協賛、スポーツに親しむことができる機会の提供に努め、スポーツ推進委員やスポーツリンク白川と連携して推進します。公民館活動やスポーツ活動の拠点となる公民館施設や体育施設の維持管理についても計画的に進めるとともに、廃校となる学校の運動場、体育館の有効活用を図ってまいります。

「美濃白川楽集館」については、町立図書館として引き続き「読書のまち宣言」に則り、町民の読書活動を推進します。また、子どもたちに対しては「白川町子どもの読書活動推進計画」のもとにブックトーク、読書フェスティバルなどを通して読書の面白さを伝え、「言葉を育てる」ことを支援してまいります。

芸能や文化に触れることによって、心が豊かになり、人と人との繋がりが深まり、そして町が元気になります。多くの町民が芸能、文化への興味を持ち、白川町の歴史や文化に気づき、体験を通してその奥深さを実感できるよう、町文化協会への支援、国際音楽フェスティバル美濃白川実行委員会への支援を継続してまいります。また、地歌舞伎や漫俳、そしてパイプオルガンなど、白川町ならではの芸能や文化の保存と活用、更に町内の文化財や民俗資料の保存と発掘、そして次世代に引き継いでいくために、専門的な知識や技能

を有する人材の育成、関係団体の協力を進めます。

以上を白川町教育運営の基本方針とします。議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げ、白川町議会第1回定例会開会の教育長説明とさせていただきます。